

新型コロナウイルス感染症対策について（4月3日以降）

南島原市立口之津小学校

1 健康観察について

- ・健康観察カードによる登校前の健康観察を行う。（5/2までとする。）
項目は、朝の体温・止まらない咳・だるさ（倦怠感）・息苦しさ（呼吸困難）
その他の5項目
- ・発熱などのかぜ症状がある場合は、解消するまで自宅等で休養することを徹底するため、「出席停止」扱いとする。
- ・教職員及び来校者の健康チェック（体温、体調）も5/2まで行う。

2 マスク着用について

- ・児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。

3 手洗い、手指消毒について

- ・感染症予防の観点から、外遊び後教室に戻る時、給食の前、そうじの後には、石鹼で手を洗う。
- ・手指消毒については、給食前とフッ化物洗口前は、全員アルコール消毒を行う。

4 換気について

- ・教室の窓は、原則常時開放する。ただし、空調を利用する（室温26℃以上、15℃以下）の時は、暑さ寒さを考慮しながら弾力的に対応する。空気清浄機を常時使用する。
- ・特別教室、保健室、教育相談室、校長室、会議室、ランチルームも同様とする。（空気清浄機は保健室、職員室、校長室に設置）

5 消毒について（施設設備）

- ・毎朝実施していたアルコール消毒は、今後は行わない。（石鹼を使って手洗いを行うことで、予防の効果が期待できるため。）ただし、感染状況に応じて、消毒を行うこともある。

6 身体的距離の確保

- ・教育活動において、児童の体の中心から前方1m程度、左右50cm程度を目安とした距離を確保する。

7 給食について

- ・給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後に手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- ・その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」のは必要ないこととする。